

まちの元気と笑顔を発信

おんが

ONGA TOWN Public Relations

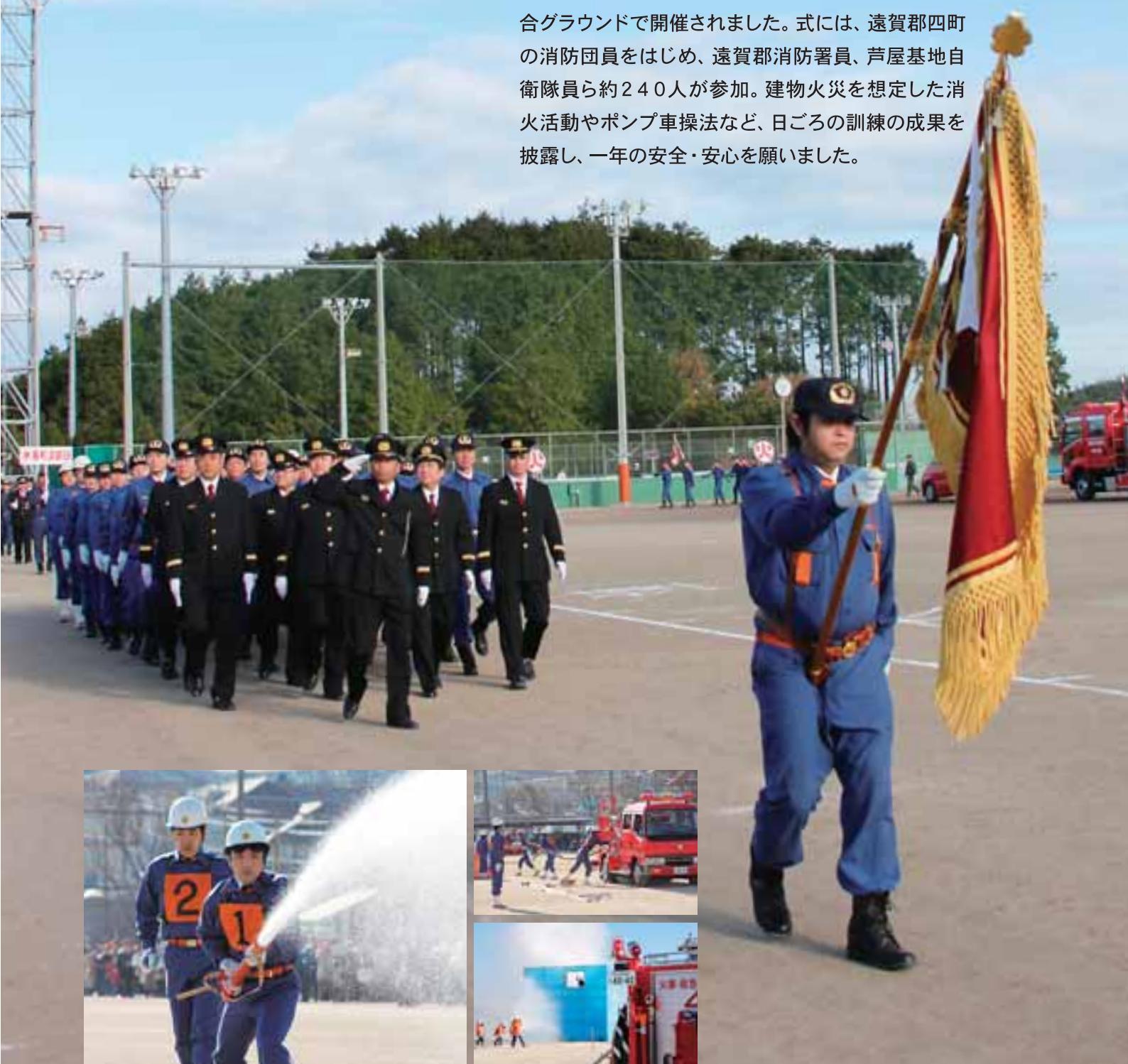
広報

お知らせ版

1.25
2012
No.1003

心ひとつに、安全・安心を願う

遠賀郡消防合同出初式が、1月8日に岡垣町民総合グラウンドで開催されました。式には、遠賀郡四町の消防団員をはじめ、遠賀郡消防署員、芦屋基地自衛隊員ら約240人が参加。建物火災を想定した消火活動やポンプ車操法など、日ごろの訓練の成果を披露し、一年の安全・安心を願いました。



町県民税・所得税の申告

遠賀町では、次の日程で町県民税・国民健康保険税、所得税の確定申告の相談・受付を行います。

●とき 2月16日(木)～3月15日(木)
午前9時～11時30分、午後1時～4時
●ところ 遠賀町役場2階大会議室

※車は庁舎北側(図書館南側)の駐車場をご利用ください。

申告が必要な人
若松税務署から申告書などが届いている人は、申告時に持つてください。
平成24年1月1日現在、遠賀町内に住み、次のいずれかに該当する人

- ①個人で事業を営んでいる人
- ②アルバイトや臨時雇用、平

町県民税の場合

成23年中に退職したなどで、年末調整が済んでいない人
③給与所得者で、平成23年中に地代や家賃収入、配当金など給与以外の所得がある人

※給与以外の所得が20万円以下の場合も申告が必要です。

④年金収入があり、扶養控除や社会保険料控除などを受けける人

⑤個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った人

※すでに平成23年分の所得税の確定(還付)申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

日程は地区で区分しています		
とき	対象者・対象地区	
2月	16日	木 指定日に来ることができない島門小学校区の人
	17日	金 指定日に来ことができない広渡小学校区の人
	20日	月 指定日に来ことができない浅木小学校区の人
	21日	火 上別府
	22日	水 松の本(名字がア行からタ行までの人)
	23日	木 松の本(名字がナ行以降の人)
	24日	金 田園北、旧停
	27日	月 別府(名字がア行からハ行までの人)
	28日	火 別府(名字がマ行以降の人)
	29日	水 遠賀川 譲渡所得者
3月	1日	木 芙蓉、道官 自営業者
	2日	金 田園南 自営業者
	5日	月 木守 自営業者
	6日	火 尾崎、島津 自営業者
	7日	水 虫生津、緑ヶ丘、若葉台
	8日	木 浅木、老良、千代丸
	9日	金 新町、今古賀
	12日	月 東和苑
	13日	火 広渡、中央
	14日	水 若松、鬼津
	15日	木 指定日に来ることができなかつた人

次に該当する人は、申告日に注意してください。

- ▽譲渡所得(株、土地・建物などの譲渡所得がある人)
2月29日(水)の1日のみ
- ▽自営業者(不動産所得や自営業などの収支申告者)
3月1日(木)・2日(金)・5日(月)・6日(火)の4日間

※農業所得がある人は、対象地区の日に申告してください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している皆さんへ

平成23年中に収入がない場合や、税金の対象にならない「遺族年金」「障害年金」などの収入のみの場合でも、国民健康保険などの加入者は申告が必要です。申告がない場合は、減額世帯の対象になりませんので、必ず申告手続きをしてください。

申告に必要なもの	
■源泉徴収票	■給与や年金などがある人は、医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
■印鑑(認印で可)	■事前に高額療養費の請求が必要です。また、役場税務課に準備してある医療費の明細書に、個人ごと・病院などから補てんされた金額などを記入してください。
■還付金振込先の金融機関名・支店名・口座番号(申告者本人名義)	■生命保険料や地震保険料、国民年金保険料などの控除
■住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、住宅取得資金などの借入金の年末残高等証明書、家屋登記の全部事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し、認定長期優良住宅の場合は、認定通知書や住宅用家屋証明書	■敷地などの購入に係るローンの控除をあわせて受ける場合は、敷地などの登記の全部事項証明書、分譲に係る契約書の写しが必要です。

所得税の場合

申告が必要な人

■平成23年中に事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人



※税務署から申告書が郵送された人は、必ずその申告書を持ってきてください。

給与所得者で次のいずれかに該当する人

- ①給与の年収が20000万円を超える人
- ②2か所以上から給与の支払いを受けている人
- ③給与所得や退職所得以外の所得(年金など)が20万円を超える人

控除のいろいろ

配偶者控除・扶養控除

被扶養者の平成23年中の合計所得金額が38万円以下(給与所得者の場合は、収入金額が103万円以下)の場合に控除を受けることができます。なお、税制改正により平成23年分から16歳未満の扶養控除は廃止されました。

社会保険料控除

国民健康保険や健康保険・厚生年金保険などが対象になります。また、平成23年中に納めた国民年金保険料も対象になりまます。また、平成23年中に納めた各被保険者には、日本年金機構から「国民年金保険料控除証明書」が11月初旬に郵送されています。必ずその控除証明書を持つてください。

※平成23年10月以降に初めて国

民年金保険料を納めた人は、2月初旬に控除証明書が送付される予定です。

障害者控除

障害者手帳を持っている人は、控除の対象になります。また、介護保険の要介護認定を受け、主治医の意見書で日常生活自立度(寝たきり度)がBおよびCランクに該当している65歳以上の人も対象になります。控除を受けるには、福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

おむつ代の医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、寝たきり状態の人などのおむつ代を医療費控除の対象にすることができます。

なお、控除が2回目以降の人には、福祉課で発行する「主治医意見書」の内容を確認した証明書で代用することができます。

問い合わせ

▽町県民税に関すること

課税係

▽障害者控除対象者認定書・主治医意見書の内容を確認した証明書に関すること

高齢・障害者係

▽国民年金保険料に関すること

八幡年金事務所

☎ 093(631)7966

▽所得税に関すること

若松税務署(自動音声案内)

☎ 093(761)2536

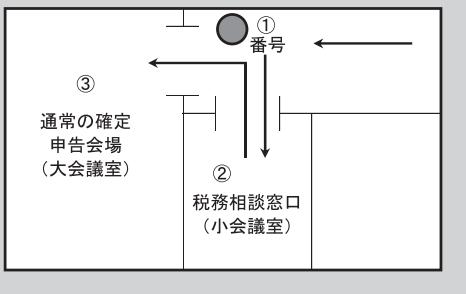
税務相談窓口を開設します

スムーズに申告ができるように、税務相談窓口で医療費控除や収支内訳書の書き方などを手伝います。

●ところ 遠賀町役場2階小会議室

【次の順で進んでください】

- ①受付順の番号札を取る
- ②税務相談窓口に行き点検を受ける
- ③大会議室で申告する



- ▽町県民税に関すること
- 課税係
- ▽障害者控除対象者認定書・主治医意見書の内容を確認した証明書に関すること
- 高齢・障害者係
- ▽国民年金保険料に関すること
- 八幡年金事務所
- ☎ 093(631)7966
- ▽所得税に関すること
- 若松税務署(自動音声案内)
- ☎ 093(761)2536

役場以外でも確定申告ができます

若松税務署の所得税、消費税等の確定申告相談

確定申告は次の2か所でも受け付けています。

●とき・ところ

▽2月1日(水)～4月2日(月)

[受付] 午前9時～午後4時(土日、祝日は除く)

・若松港湾合同庁舎2階(若松区本町)

※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

▽2月19日(日)・26日(日)

[受付] 午前9時～午後3時30分

・AIM(アジア太平洋インポートマート)ビル3階
(小倉北区浅野)

●問い合わせ 若松税務署

☎ 093(761)2536



Public News

くらしの情報

■遠賀町役場
☎ 093 (293) 1234
FAX 093 (293) 0806

■遠賀町中央公民館
☎ 093 (293) 1355
FAX 093 (293) 5533

■遠賀コミュニティーセンター
☎ 093 (293) 6525
FAX 093 (293) 7057

■遠賀体育センター
☎ 093 (293) 5434

■遠賀町立図書館
☎ 093 (293) 9090
FAX 093 (293) 9091

■ふれあいの里センター
☎ 093 (293) 2030
FAX 093 (293) 8506

遠賀町ホームページ
<http://www.town.onga.lg.jp/>

家を売りたい、査定を頼みたい。。

～そんな時は、岡垣にて開業33年の吉田住建にご相談下さい (*^_^*)

当社では、岡垣・遠賀を中心に不動産売買に力を入れています。
スタッフ全員が宅建主任者（国家資格）です！ 安心してご相談下さい。

ご相談 査定 は **無料** です

二級建築士も2名在籍しております。
建築に関するご相談もお気軽にどうぞ。

不動産に
関する事なら
なんでも
ご相談下さい。

一般建築 不動産 **吉田住建**
岡垣町海老津駅前12-8
☎283-2042



平成22年
1月
27日生
浦野
史恩
ちゃん
(別府)

★2歳のお誕生日あめでとう★
いつも笑顔をありがとう♥元気に
すくすく育ってね!ほのと仲
良くね♥



平成21年
1月
19日生
高崎
彩瑚
ちゃん
(松の本)

3歳のお誕生日あめでとう★あ
しゃべりも動きも、もっともっと
パワフルになるね♥いっぱい
食べて遊んで大きくなれ!!



平成23年
1月
17日生
前田
季望
ちゃん
(遠賀川)

1歳のお誕生日あめでとう。お
兄ちゃんお姉ちゃんに負けずに
がんばって大きくなつてね。



平成21年
1月
4日生
森下
蓮
ちゃん
(新町)

Happy Birthday蓮くん♥いつ
も元気いっぱいのお兄ちゃん!!
これからも凜華をよろしくね♥

Happy Birthday 募集

このコーナーでは、誕生日を迎える3歳までのお子さんの写真を募集しています。掲載を希望する人は、広報発行日の1か月前までに、まちづくり課(広報担当)にご連絡ください。



平成23年
1月
30日生
林
このみ
ちゃん
(尾崎)

1歳のお誕生日あめでとう♥お
利口さんで笑顔の可愛いこのち
ゃん♥いっぱい食べて大きくな
れ♪ぐるみねえねと仲良くね♥



平成22年
1月
27日生
三宮
菜月
ちゃん
(遠賀川)

なっちゃん2歳のお誕生日あめ
でとう♥たくさん食べて遊んで
元気に大きくなつてね!かんち
ゃんと仲良くね★

第2次募集

「太陽光発電設備」補助金の受け付けを開始します

遠賀町では地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電設備の設置に係る工事費など経費の一部を助成します。

●対象 次の条件をすべて満たす人

- ▽遠賀町内に在住で、町内に住宅を建築した人(店舗併用住宅を含む)
- ▽国が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付の決定を平成23年4月1日以降に受けている人
- ▽町税を滞納していない人

●補助額 住宅用太陽光発電設備の設置に係る工事費などを経費の一部

※発電能力1kwあたり2万円で、上限は7万円までです。

●募集件数 先着25件程度

※予算額に達した場合は受け付けを終了します。

●申請期間 2月9日(木)～3月15日(木)

●申請方法

工事完了後に申請書を提出してください

※申請書などはホームページからダウンロードできます。

●その他 申請者は物件の所有者、または管理者で、事業者が代理で提出をする場合は委任状が必要になります。

●申請・問い合わせ 環境衛生係

☎093(293)1234

みんなで築こう
社会に生きる
社会に向けて

人権の世紀

●問い合わせ 協働・人権推進係
この広報紙は環境などに配慮し、再生紙を使用しています。

福岡で働く女性のパイオニアである納富さんの言葉は力強く、人として生きていくうえで、「自分さえよければ」というのではなく、他者を思いやり、寄り添い、共生する大切さを感じました。

新しく始まった2012年。今年は、自分にとつてどのようになるのか。それは自分自身の気持ちの持ち方や行動で変わるものかもしれません。すこしひく一年になるよう歩んでいきましょう。

昨年12月に行われた町の人権週間講演会では、RKBメディア事業局専門局長の納富昌子さんをお迎えして「女子力が日本を支えるために」をテーマに講演いただきました。講演では、自身の体験を交えながら、男性は仕事、女性は家事という固定的役割分担をなくし、男女がともに子育てや介護を含む家庭経営を目指し、さまざまな経験や知識を養う必要性があることを話されました。